



発行 新潟県  
**第 80 号**  
 平成27年10月16日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1326 自衛隊員の募集（市町村課）
- 1327 新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る指定地方公共機関の名称変更（危機対策課）
- 1328 国民保護法に係る指定地方公共機関の名称変更（危機対策課）
- 1329 国民保護法に係る指定地方公共機関の名称変更（危機対策課）
- 1330 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1331 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1332 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1333 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 1334 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 1335 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1336 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1337 公共測量の実施通知（監理課）
- 1338 公共測量の実施通知（監理課）
- 1339 公共測量の終了通知（監理課）
- 1340 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1341 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 70 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1326号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成28年3・4月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
男女別	要員区分	採用予定数	
自衛官	陸上自衛隊		平成27年11月14日（土）から

候補生 男子	海上自衛隊 航空自衛隊	若干名	平成28年2月1日(月)まで
-----------	----------------	-----	----------------

## 2 試験期日及び試験会場

試験期日	試験会場
○第1回採用試験 ※平成27年11月19日受付まで 平成27年12月5日(土) 6日(日) 合格発表12月下旬	
○第2回採用試験 ※平成28年1月12日受付まで 平成28年1月30日(土) 31日(日) 合格発表2月下旬	陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1)
○第3回採用試験 ※平成28年2月1日受付まで 平成28年2月13日(土) 14日(日) 合格発表3月上旬	陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)

※ 期日・会場の変更の場合あり。

## 3 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

## 4 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせること。

## ◎新潟県告示第1327号

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第7号の規定による指定地方公共機関の指定(平成25年10月新潟県告示第1171号)の一部を次のとおり改正する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

「社団法人新潟県医師会」を「一般社団法人新潟県医師会」に改める。

## ◎新潟県告示第1328号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項の規定による指定地方公共機関の指定(平成17年6月新潟県告示第1331号)の一部を次のとおり改正する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

「社団法人新潟県エルピーガス協会」を「一般社団法人新潟県LPガス協会」に、「社団法人新潟県バス協会」を「公益社団法人新潟県バス協会」に、「社団法人新潟県トラック協会」を「公益社団法人新潟県トラック協会」に、「社団法人新潟県医師会」を「一般社団法人新潟県医師会」に、「社団法人新潟県看護協会」を「公益社団法人新潟県看護協会」に改める。

## ◎新潟県告示第1329号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項の規定による指定地方公共機関の指定(平成17年8月新潟県告示第1624号)を次のとおり改正する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

「社団法人新潟県歯科医師会」を「一般社団法人新潟県歯科医師会」に改める。

#### ◎新潟県告示第1330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の福島江土地改良区の定款の変更を平成27年10月5日認可した。

平成27年10月16日

新潟県長岡地域振興局長

#### ◎新潟県告示第1331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を平成27年10月7日認可した。

平成27年10月16日

新潟県上越地域振興局長

#### ◎新潟県告示第1332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の三和村土地改良区の定款の変更を平成27年10月7日認可した。

平成27年10月16日

新潟県上越地域振興局長

#### ◎新潟県告示第1333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成27年10月19日から平成27年11月16日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 谷浜土地改良区	桑取	農業用排水施設整備（単農農業農村整備「かんがい排水」）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	上越市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

#### ◎新潟県告示第1334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成27年10月19日から平成27年11月16日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 関川水系土地改良区	五野井	農業用排水施設整備（単農農業農村整備「かんがい	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	上越市役所	第48条

		排水」事業				
--	--	-------	--	--	--	--

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

#### ◎新潟県告示第1335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営今泉地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成27年10月19日から平成27年11月16日まで
- 3 縦覧に供する場所  
魚沼市役所
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第1336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営長松地区区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成27年10月19日から平成27年11月16日まで
- 3 縦覧に供する場所  
魚沼市役所
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第1337号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（平成27年度 村上市道路台帳（朝日地区）補正業務委託都市計画図作成）

- 2 作業期間 平成27年9月10日から平成28年3月15日まで
- 3 作業地域 村上市朝日地区

#### ◎新潟県告示第1338号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）加治川右岸地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年10月8日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 新発田市 宮古木、板山、小戸 地内

#### ◎新潟県告示第1339号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、五泉市上下水道局代表者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成27年8月31日から平成27年9月20日まで
- 3 作業地域 五泉市村松乙 地内

#### ◎新潟県告示第1340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
池谷地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南平(2)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
檜木(2)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南平地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(7)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
檜木(3)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
檜木(4)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
檜木(5)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
檜木(7)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
檜木(8)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

池谷(3)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(4)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(5)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(6)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
檜木(9)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(8)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(9)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南平(3)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南平(4)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南平(5)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(10)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南平1地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	土石流
西願寺川地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	土石流
医者の沢地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	土石流
池谷地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	地すべり
東竹沢(5)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東竹沢(6)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺西地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺南地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺(1)地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺(2)地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺(3)地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺(4)地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺(5)地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

仏長東地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	土石流
市野坪東地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪西地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(1)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(2)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(3)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(4)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(5)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(6)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(7)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(8)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(1)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	土石流
市野坪地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	地すべり
田中(2)地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(1)地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(3)地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(5)地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(4)地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	土石流
滝谷地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷(2)地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷(3)地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷(4)地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷(5)地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

滝谷(1)地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	土石流
滝谷(2)地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
池谷地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南平(2)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榎木(2)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榎木(3)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榎木(4)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榎木(5)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榎木(8)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(3)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(4)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(5)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(6)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榎木(9)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(8)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(9)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南平(3)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南平(4)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

南平(5)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(10)地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
医者の沢地区	長岡市山古志南平	次の図のとおり	土石流
常楽寺西地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺南地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺(1)地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺(2)地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺(3)地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺(4)地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常楽寺(5)地区	三島郡出雲崎町大字常楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪東地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪西地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(1)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(2)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(3)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(4)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(5)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(6)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(7)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野坪(8)地区	三島郡出雲崎町大字市野坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(2)地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(1)地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(3)地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(5)地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

田中(4)地区	三島郡出雲崎町大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷(2)地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷(3)地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷(4)地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷(5)地区	三島郡出雲崎町大字滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、データ入力業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 案件の名称  
データ入力業務
- (2) 案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期限  
平成28年3月31日(木)
- (4) 履行場所  
入札説明書による。

#### 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 平成27年10月16日(金)から平成27年10月21日(水)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎4階  
新潟県総務管理部情報政策課管理調整係
- (3) 問合せ等 入札説明書による。

#### 3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年10月29日(木)午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎16階入札室

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (3) 競争入札に係る指名停止処分期間中でないこと。
- (4) 5に定めるところにより、入札参加申請書等を提出している者であること。
- (5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成27年10月16日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。)を提出した者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加申請書等を作成し、提出しなければならない。

なお、契約担当者（新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第35条第1項に定める契約担当者をいう。）から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

この場合において、以下により競争入札参加申請書等を提出しなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成27年10月23日（金） 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎4階  
新潟県総務管理部情報政策課管理調整係

ウ 提出方法 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成27年10月27日（火） 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5に定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める日の前日（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

##### (2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

##### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げるデータ入力業務料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。その他は入札説明書による。

##### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他は入札説明書による。

#### 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 財務規則第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額（1に掲げるデータ入力業務に係るものをいう。）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

## (1) 暴力団等の排除

ア 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

## (2) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

## (3) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

---

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越ウイングマーケットセンター

所在地 上越市大字富岡字五田所256番地

設置者 株式会社パティオほか6者

## 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）㈱ひらせいホームセンターほか7者

（変更後）㈱ひらせいホームセンターほか7者

## 3 変更年月日

平成26年3月17日ほか

## 4 変更の理由

テナント変更のため。

## 5 届出年月日

平成27年9月14日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）

## 7 縦覧期間

平成27年10月16日から平成28年2月16日まで

---

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月16日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

- 1 調達物品及び数量  
全身用マルチスライスCTスキャナ装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所  
新潟県立新発田病院経営課経営係  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成27年9月30日
- 6 落札者の氏名及び住所  
株式会社池田医療電機  
新潟県新潟市西区小針南台8番13号
- 7 落札価格  
138,456,000円
- 8 入札公告日  
平成27年8月14日
- 9 落札方式  
最低価格

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、外科用イメージについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成27年10月16日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
外科用イメージ 1式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成28年3月31日（木）
  - (4) 納入場所  
新潟県立新発田病院
  - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課  
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成27年11月24日(火)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年11月30日(月)午前10時00分  
新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
免除する。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効  
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Mobile C-ARM Imaging System [1]set

(2) Deadline for bid submission

10:00A.M. November 30, 2015

(3) For more information, contact:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

\*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成27年10月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
長岡市千手コミュニティセンター	長岡市西千手2丁目 5番1号	フレアホール	426.57	平成27年10月5日
		集会室1及び集会室2	92.24	
		集会室3	67.96	
		集会室4	61.33	
		集会室5	259.45	
		和室1、和室2及び和室3	95.43	
		(旧和室、集会室)	(旧49.41、 67.39)	